

羽田貴史・松田浩・宮田由紀夫編
 藤井基貴・栗島智明・堀口悟郎・船勢肇著
『学問の自由の国際比較：歴史・制度・課題』
 (岩波書店, 2022年, 360頁)

佐藤 岩夫 (東京大学)

1. 学問の自由は大学の使命を達成する上で本質的な要件であるが、現在、それは、国内外でさまざまなかたちで動揺している。にもかかわらず、学問の自由に関する日本の研究は立ち遅れているといわざるを得ない(「はじめに」)。本書は、このような問題意識のもとに行われた学際的な共同研究の成果である。研究グループは、高等教育・大学史の専門家である編者の羽田貴史を中心に、比較教育、ドイツ教育哲学、イスラム史、経済学、アメリカ憲法学、ドイツ憲法学、フランス憲法学、日本史と多様な研究分野のメンバーを含み、その成果である本書も、日本、アメリカ、ドイツ、フランス、EU、中国等のさまざまな時代と地域を対象に、学際的で分野横断的な国際比較研究となっている。

本書の構成は以下の通りである。

はじめに (羽田貴史・松田浩・宮田由紀夫)
 序章 現代社会における学問の自由の生成と動態 (羽田貴史)
 第一部 学問の自由の制度化と動態
 第1章 ドイツにおける学問の自由の生成と制度化(藤井基貴・栗島智明)
 第2章 フランスにおける大学の自由 (堀口悟郎)
 第二部 学問の自由の伝播と制度化
 第3章 アメリカにおける学問の自由の受容と制度化 (松田浩)
 第4章 戦前日本の学問の自由の形成 (羽田貴史・船勢肇)
 第5章 戦後日本の学問の自由の制度化 (羽田貴史)
 第三部 現代社会と学問の自由の変動
 第6章 国境を越えた学問の自由規範の生成 (栗島智明)
 第7章 アメリカの大学における国家安全保障と学問の自由 (宮田由紀夫)
 第8章 大学の企業的経営と学問の自由 ——ドイツにおける「マネジメント大学」の出現とその憲法的統制 (栗島智明)
 第9章 中国における学問の自由 (羽田貴史)
 終章 学問の自由の現在と課題 (羽田貴史・松田浩・宮田由紀夫)
 おわりに (羽田貴史・松田浩・宮田由紀夫)
 学問の自由に関する文献目録

2. 本書の全体を通じて、学問の自由を考えるうえでの示唆に富む議論が展開されており、各時代・各地域の考察で示される個々の知見も大変興味深い。紙幅の関係で個別の論点には立ち入ることができないが、本書評では、本書の意義として以下の3点を述べておく。

第1に、本書は、学問の自由をめぐる議論の歴史的展開と全体的な構図を明晰に整理し、読者に、この問題についての俯瞰的な視点をもたせることに成功している。その理由は、本書各章の水準の高さとともに、それらが周到に考えられた構成のもとに配置されていることによる。

学問の自由の保障は普遍的な原理として理解されるが、その内実は各国の法体制や高等教育システムの多様性を反映して一様ではない。本書では、そのような各国における学問の自由の保障の多様性が、学問の自由の「原型」と「伝播」、そしてそれが現在遭遇している「課題」

という一貫した視角に即して整理されている。本書が取り組む課題を手際よく整理する序章に続いて、第一部においては、学問の自由の保障の原型として、近代大学のモデルとされるベルリン大学を中心に学問の自由が理念的に生成したドイツ（第1章）、および、人権宣言を生み出し近代市民革命を行ったフランス（第2章）を取り上げ、次いで第二部において、学問の自由の概念が伝播した国として、アメリカ（第3章）および戦前・戦後の日本（第4章・第5章）の状況が明らかにされる。第三部では、現代社会と学問の自由の変動に関する論考がまとめられており、国境を越えた学問の自由規範の生成（第6章）が論じられたうえで、現代において学問の自由に大きな影響をもたらしている現象として、国家安全保障（第7章）および大学の企業的経営（第8章）の分析が深められている。第9章では、政府による侵害が行われ、学問の自由が確立していない国として中国が取り上げられる。最後に、終章で、本書全体を通じたまとめが行われている。読者は、周到に構成された本書を通読することを通じて、各時代・各地域の具体的事象についての多くの知見とともに、学問の自由をめぐる諸問題の配置についての系統的な理解を得ることができる。

なお、本書の巻末には「学問の自由に関する文献目録」が置かれ、2000年代以降に英語で発表された学問の自由に関する単行本のリストが各図書の内容の要点とともに掲載されている。その充実ぶりをみると、確かに、「学問の自由に関する日本の研究は立ち遅れて」おり、本書が刊行されたことの意義は大きい。

3. 本書の第2の意義として、本書は、現代における学問の自由をめぐる問題の構造がどのようなものであるかについて明確な見通しを与えるものとなっている。学問の自由をめぐる世界で噴出しているさまざまな課題の具体的諸相は本書各章で詳しく論じられている。そこには、各国・地域に固有の問題もあるが、世界的に共通の課題も多く現れている。本書各章の考察を踏まえて、終章では、現代の学問の自由をめぐる危機と新たな課題を、大きく、①産学連携、②企業的経営、③学問への規制、④グローバル競争の4つに整理している。

世界各国で、新自由主義的な政策動向のもとで高等教育や研究への公的予算が削減された結果、企業から提供される資金が重要性を増している。しかしここでは、企業秘密の保持を要求する企業に対して、大学や研究者は研究成果発表の自由を保持できるか、あるいは、企業にとって都合の悪い研究を阻止する圧力があつた場合に、大学や研究者は研究活動や成果発表の自由を保持できる

かといった学問の自由の本質に関わる問題が生じている。

他方、大学自身のあり方も大きく変容している。公的財源の縮小とともに外部資金への依存を強め、大学の運営においても経営（マネージメント）の側面が重要性を増している。その結果、政府の政策もあり、トップダウンの意思決定が強調される一方で、大学運営に対する教員団の参加、同僚制の原理に基づく大学運営が弱体化している。その影響は、学長選考や教員人事における教員団の権限の縮小や、教員身分そのものの不安定化にもつながっている。また、大学の活動のアカウンタビリティを求める動きは、教員と経営陣との関係だけでなく、教員と学生とのあいだでも、教員の自律性を弱める方向で働いている。学問の自由をめぐる問題において、伝統的な「大学」対「外部」（公権力や社会的権力）の問題だけでなく、大学内部における経営陣と教員団、学生と教員団の関係をめぐる問題が一層比重を増しつつある。

他方、学問の自由は、研究者が何をしても良い自由を意味するのではなく、社会に対する責務も伴う。問題は、この責務の内容、言葉を換えれば研究活動に対する規制を、誰が、どのように決定するかである。この問題は、遺伝子研究や先端医療、AI研究など各方面で課題となるが、本書では、問題の複雑な構図を示す一例として軍事的安全保障研究（軍事研究）にも触れられている。本書は、この問題への対応を誤ると「大学の自由な文化が大きく揺らぐおそれがある」ことを指摘するが（304頁）、このこととの関係では、学問の自由を、研究者各個人の自由というだけでなく、学問共同体（科学者コミュニティ）の自律という観点からも捉え直すことが重要となろう（佐藤、2017）。

さらに、本書が指摘するように、冷戦体制の崩壊後、学問の自由の基礎をなす民主主義政治体制の普及よりも、グローバルな経済競争、宗教的・政治的対立が広がったことも学問の自由との関係で重要な問題を投げかけている。学問活動もグローバルな経済競争、宗教的・政治的対立のなかに組み込まれ、学問が経済成長の手段として位置づけられて、それに役立つ学問分野とそうでない学問分野の選別が進み（「選択と集中」）、あるいは、宗教的・政治的対立が普遍的な学問的議論の基盤を掘り崩し、自由な研究が阻害される事態が進行している。

学問の自由をめぐる問題の外延は広がり、内容は複雑化している。学問の自由は、旧来の「大学」対「外部」（公権力や社会的権力）の構図では捉えきれなくなったというのが、本書の基本的メッセージである。他方、だからといって、外部からの介入という古典的問題が解消され

たわけでもない。この側面についても、本書では注意深く次のように指摘されている。『『外部権力』対『教育研究者』という関係で生じる『古典的紛争形態』に加え、20世紀の後半から学問研究が政治・経済・社会と密接な関係を持つようになったことに伴い、新たな様相を呈している』(299頁。傍点は筆者)。このような複雑で困難な状況のなかで学問の自由を保障する議論を深めていかなければならないことを、グローバルな視野で明確に指摘した点は、本書の重要な貢献である。

4. では、このような学問の自由の危機にどう対応するか。もちろん単純な処方箋があるわけではない。本書においても、それらは今後の研究課題として整理されている(とくに308-310頁)。しかし、本書には、今後学問の自由をめぐる考察を深めるうえで参考となる示唆が多く含まれている。それが本書の意義の3点目である。個別の論点について触れる余裕はないが、考え方の大きな方向性として評者が特に重要と思ったことが2つある。

1つは、学問の自由をめぐるグローバルな規範形成の動きとの連携である。学問の自由をめぐる近年の動向は、グローバルな危機の進行の時期であると同時に、それに対抗するかたちで、国境を越えた学問の自由規範が形成されてきた時期でもある。この動きは、序章で概観が与えられ、第6章で詳細に論じられている。国連、EU、国際的なNGOや大学・科学者ネットワークなどの活動を通じて、学問の自由をめぐる国際規範の重要な発展が観察される。そこには、宣言的・綱領的な規範だけでなく(もちろんそれも重要である)、欧州評議会議員会議の勧告「学問の自由と大学の自治」(2006年)のように、裁判所(欧州人権裁判所)の判例で引用されるなど、より強い規範性を獲得するに至っているものもある。第6章の末尾では、日本では学問の自由の国際的保障への関心が極めて低い状況にあることを指摘したうえで、「国際的なスタンダードの形成や議論動向を鑑みずに国内のみで議論を完結させる姿勢は、学問的に生産的でなく、実際上も、国際社会との共同による問題解決を困難にするおそれがある」(209頁)と述べられているが、評者も深く共感する。

本書が与える示唆として重要なもう1つは、学問の自由をめぐる議論において、教員個人、大学、大学団体、学会、日本学術会議等の果たす役割である(306頁以下)。学問の自由をめぐってこれら個人や組織、あるいはその総体としての学問共同体が重要な役割をはたしうるし、はたすべきであることは自明のことのように思われるかもしれないが、本書は、学問の自由をめぐる日本の状況

のなかで懸念される点として、「学問の自由を信念とする精神の衰弱」を指摘している(307頁)。アメリカにおけるアメリカ教育評議会等26団体による「学問の権利と責任についての声明」(2005年)や各大学の取り組みとくらべてみた場合、日本の大学団体や大学の対応は緩慢であり、「学問の自由の内容や、教員・学生が持つ権利、大学の義務や責任について、コードや方針として決定し発信するものは皆無である」(308頁)。学問の自由を抽象的に、いわばお題目として唱えるだけでなく、学問共同体の構成員自身が、それを具体的なコードや方針として決定し発信するという方向性は、確かに、日本において学問の自由を強靱にするための重要な課題であり、取り組むべき方向性であると思われる。同書が指摘するように、「学問の自由の保障には、それを支える立法や行政が大きな機能を果たすが、学問の自由の歴史が示すように、大学人の信念と努力こそが根本的なものであり、政府の政策に依存することから始まるものではない」(307頁)のである。

5. 日本では、2015年学校教育法・国立大学法人法改正(いわゆる「ガバナンス改革法」)に代表される学長リーダーシップの強調と学部教授会の権限の(「明確化」という名のもとでの)縮小、国立大学の基盤的経費の縮小や公的研究資金の行き過ぎた「選択と集中」、学術会議任命問題や同会議の独立性を脅かす「法人化」の議論などが相次いで行われ、学問の自由や大学の自治をめぐる状況は深刻さを増している。直近では、国際卓越研究大学における「合議体」をめぐる議論の迷走の末に行われた2023年国立大学法人法改正の制度(運営方針会議)を、あらためて学問の自由に資するように馴致するという課題もある。

評者は、大学論や学問の自由の問題についての専門家ではないが、いくつかの機会に、最近の大学ガバナンス改革や日本学術会議問題について論稿を発表してきた(佐藤, 2017, 2020, 2022, 2023ほか)。日本の学術および大学を取り巻く状況は厳しいものがあるが、評者は、大学人の一人として、そのような動きについて正確な認識を持ち、また、自らの持ち場において学問の自由が歪められないように微力を尽くしたいと考えて日々の活動を行っている。そのような評者にとって、そして言うまでもなく、学問の自由に関心を持つ多くの読者にとって、本書は数多くの有益な知見と示唆を与えるものとなっている。

【参考文献】

佐藤岩夫（2017）「日本学術会議『軍事的安全保障研究に関する声明』（2017年3月）について」法と民主主義 519号32-35頁。

佐藤岩夫（2020）「日本学術会議会員任命拒否問題と『学問の自由』— 日本学術会議法7条2項『推薦に基づく任命』規定の意義」法学セミナー792号（2021年1月号）2-7頁。

佐藤岩夫（2022）「『大学ガバナンス改革』と大学の自治」法律時報94巻8号1-3頁。

佐藤岩夫（2023）「学問の自由から考える大学ガバナンス— 近年の大学ガバナンス改革論の問題点」大学出版135号6-10頁。